

令和6年度長期滞在客等受入促進事業伴走支援プロジェクト 募集要領

1 プロジェクトの趣旨

群馬県では、令和6年3月に「群馬県観光振興計画2024～2027」を策定し、心と身体を癒やす長期滞在型観光の一大拠点「リトリートの聖地」の実現を目指すための3つの基本戦略を定めました。その基本戦略の1つに、「国内外から選ばれるコンテンツの創出」を掲げており、長期滞在型観光の普及や観光消費額単価の向上のためには、県内旅行の長期滞在化につながるコンテンツや新たな旅行スタイルへの需要を喚起するコンテンツの創出が必要となります。

この方針に基づき、群馬県では、県内旅行の長期滞在化及び高付加価値化のために必要な受入環境を整備することを目的に、令和6年度に長期滞在客等受入促進事業補助金（以下、「補助金」という。内容は別紙交付要綱のとおり）を新設し、地域における取組への支援を実施しています。

この補助金による支援のほか、本プロジェクトにより、補助金交付申請済み又は補助金の活用を検討している事業実施主体（以下、「事業者」という。）に対し、専門的な知見を有する者をアドバイザーとして派遣し、伴走支援を行います。これにより、補助金交付申請済みの事業者においては、補助金による事業効果の最適化を図り、補助金の活用を検討している事業者においては、取組状況や課題等に応じた助言を行い、コンテンツ創出を支援します。

これらの事業を通じて、地域が一体となっていく「国内外から選ばれるコンテンツの創出」に係る取組（※1）を支援します。

（※1）「国内外から選ばれるコンテンツの創出」に係る取組」の事業例

◆長期滞在型旅行に対応するための取組

- ・複数施設連携スキーム構築（泊食分離の推進事業等）
- ・滞在型コンテンツの企画・造成・改善
- ・地域関係者の受入機運醸成のためのワークショップ など

◆ユニバーサルツーリズムを推進するための取組

- ・バリアフリー情報の発信
- ・ユニバーサルセンター設置 など

◆ペットツーリズムを推進するための取組

- ・ペット受入可能施設情報の発信
- ・地域関係者の受入機運醸成のためのキャンペーン実施 など

2 プロジェクトの内容

(1) 応募対象事業者、応募主体、採択予定

応募対象事業者 (以下「応募者」という。)	応募主体 (※2)	採択予定 (※3)
補助金交付申請済みの事業者 (令和6年度実施事業)	・市町村 ・登録DMO ・観光協会 ・商工会議所 ・商工会 ・旅館組合 ・NPO法人 ・群馬県が必要と認める団体・法人	6件程度
補助金の活用を検討している事業者 (令和6年度又は令和7年度実施事業(※4))		

(2) 主な支援内容

アドバイザーの派遣による地域の取組・課題へのサポートやアドバイス

派遣回数：3回程度（現地派遣2回、オンライン会議1回を想定）

※派遣回数は個別状況に応じて増減する可能性があります。

※派遣するアドバイザーは、応募内容等を踏まえて、群馬県観光魅力創出課が決定します。なお、アドバイザーの派遣は、業務委託先である株式会社JTBコミュニケーションデザインが行います。

(3) アドバイザー派遣に係る経費

事業者による負担なし

※アドバイザー派遣に係る旅費、報酬等は、群馬県が全額負担します。

※電話代等の通信費は、応募者の負担となります。

(※2) 「応募主体」について

群馬県内に主たる事務所を有する団体・法人であることを要件とします。

応募主体は、群馬県内に主たる事務所を有する団体・法人であることを要件とします。ただし、応募主体の役員等が、以下のいずれかに該当する場合は、本プロジェクトの対象外となります。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- ・ 的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

(※3) 「採択予定」について

- ・ 採択予定数は以下のとおりです。

補助金交付申請済みの事業者：2 団体・法人程度

補助金の活用を検討している事業者：4 団体・法人程度

※採択予定数は、増減する可能性があります。

※応募主体が異なる同地域・同内容の応募は1 団体・法人を採択候補とします。

- ・ 応募者数が採択予定数を上回る場合は、応募用紙の内容等を踏まえ、群馬県観光魅力創出課が、採択事業者の選定を行います。
- ・ 選定に当たっては、応募内容の詳細を把握するとともに、採択した場合の円滑な支援につなげるため、事前ヒアリングを実施する可能性があります。

(※4) 「令和7 年度実施事業」について

補助金事業は、令和7 年度群馬県当初予算により実施されるものであり、その実施は令和7 年度の当該事業に係る予算成立を条件とします。

3 応募から報告書提出までの流れ

(1) 実施スケジュール

	補助金交付申請済みの 事業者 (令和6 年度実施事業)	補助金の活用を検討している 事業者 (令和6 年度又は7 年度実施事業)
1 募集期間	令和6 年8 月2 1 日 (水) ～9 月1 0 日 (火) ※提出書類は、3-(2)参照 	令和6 年8 月2 1 日 (水) ～9 月2 6 日 (木) ※提出書類は、3-(2)参照 

2 採択の決定 (選定結果の連絡)	令和6年9月中下旬予定	令和6年10月上旬予定
	(以下、採択された事業者のみ)	
3 ヒアリング	令和6年9月中下旬予定 	令和6年10月上中旬予定 
4 アドバイザー選定 初回実施日調整	令和6年9月下旬予定 	令和6年10月中旬予定 
5 伴走支援実施	令和6年9月下旬予定 ～令和7年2月28日(金) 	令和6年10月中旬予定 ～令和7年2月28日(金) 
6 実施報告書提出	令和7年3月13日(木)まで ※提出書類は、3-(3)参照	令和7年3月13日(木)まで ※提出書類は、3-(3)参照

(2) 応募書類

次のとおり、御提出ください。

ア 補助金交付申請済みの事業者 (令和6年9月10日(火)まで)

(ア) 応募用紙

- (イ) 長期滞在客等受入促進事業実施計画書(補助金交付要綱別記様式第3号別紙1)
- (ウ) 長期滞在客等受入促進事業経費算出内訳書(同別紙2)
- (エ) その他応募に当たり必要と思われる資料(*任意での提出)

イ 補助金活用予定の事業者 (令和6年9月26日(木)まで)

(ア) 応募用紙

- (イ) 長期滞在客等受入促進事業実施計画書(*任意での提出)
- (ウ) 長期滞在客等受入促進事業経費算出内訳書(*任意での提出)
- (エ) その他応募に当たり必要と思われる資料(*任意での提出)

(3) 実施報告書

令和7年3月14日までに、次に掲げる書類について、電子データにて御提出ください。

- ア 実施報告書（任意様式）
- イ 現地派遣又はオンライン会議を実施したことが分かる議事概要や記録写真
- ウ その他業務実績実施報告内容の説明に必要と思われる書類一式

(4) 応募書類及び実施報告書の提出方法

次のとおり、御提出ください。

ア 提出先

下記提出先宛て電子メールにて御提出ください。

※提出する際、担当者宛てに受信確認の電話連絡をお願いします。

イ メール件名

「【団体名】長期滞在客等受入促進事業伴走支援プロジェクト」
と御記載ください。

○提出先

群馬県 産業経済部 戦略セールス局 観光魅力創出課 リトリート推進室
リトリート推進係

電子メール：kankouka@pref.gunma.lg.jp

電話番号 ： 0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 8 5

○アドバイザー派遣業務委託業者

株式会社JTBコミュニケーションデザイン（東京都港区芝三丁目23番1号）